

### ◆国民年金第3号被保険者とは

厚生年金の被保険者や共済組合の組合員又は加入者である第2号被保険者（65歳以上の加入者については老齢年金などの受給権者を除く）に扶養されている配偶者（被扶養配偶者）で20歳以上60歳未満の人のことです。

第3号被保険者の届出をした期間は、老後の年金額に反映される保険料納付済期間や万一のときの障害年金、遺族年金を受給するための資格期間となります。

保険料の納付は、配偶者の加入年金制度が拠出しておりますので、個人で納める必要はありません。しかし、未届のままでは、年金が減額あるいは受けられなくなりますから、届出が必要となります。

### ◆届出が必要となる場合

#### 第3号被保険者となる場合～配偶者勤務先で手続き

- 結婚・退職などにより第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき
- 第2号被保険者である配偶者に扶養されている者が20歳になったとき
- 配偶者が第2号被保険者となったとき

#### 第3号被保険者でなくなる場合～市町村役場で手続き

- 配偶者が第2号被保険者でなくなったとき
- 配偶者によって扶養されなくなったとき（死別・離別）
- 第3号被保険者が会社勤務や公務員になったとき（ご自身の勤務先で第2号被保険者取得届を行うことにより自動的に第3号被保険者の資格を喪失します。）

#### その他～配偶者勤務先で手続き

- 配偶者の勤務先が変わったとき
- 配偶者の年金制度が季節毎に変わる場合（季節労働者等）は、その都度、忘れずに届出をお願いします。

これまで、第3号被保険者の届出が遅れたときには、2年前までさかのぼって納付期間とされ、それ以前の期間については未納期間となりましたが、平成17年4月からは、過去に届出を忘れていた期間（昭和61年4月～平成17年3月）のすべてを第3号被保険者期間として認める「特例届出」がスタートしました。特例届出をすれば、どのような理由であっても、該当する期間が第3号被保険者として認められ保険料納付済期間に算入されます。

（まだ年金を受給していない方も、既に受給されている方も対象です。）

なお、平成17年3月までに第3号被保険者の届出があった期間のうち、届出前2年を越えていたため未納期

間とされた期間については、自動的に保険料納付済期間へ変更されておりますので、特例届出の必要はありません。

ご自身の年金記録で不安に思われる点がございましたら、社会保険事務所又は役場窓口にご相談ください。

### ◆第3号被保険者の認定基準

厚生年金の被保険者や共済組合の組合員又は加入者の配偶者が、その生活費の2分の1以上を加入者の収入により賄われており、本人の年間収入が130万円未満（障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満）であれば、おおむね第3号被保険者として認定されます。ただし、それぞれの制度により取り扱いが異なる場合があります。

年間収入とは、対象となる時点での継続的な収入をいいます。一般的には、前年の収入により判断しますが、この場合は、算定された年間収入が今後とも同水準で得られることが前提となりますので、離職等による該当者は、今後の収入が年間130万円未満になるか否かによって判定します。

この収入には、傷病手当金や失業給付金（失業給付金のうち特例一時金は除く。）などの継続収入も含まれます。この場合、年間の給付金額ではなく、日額によって判定を行いますので、これらの給付金等を受けられる場合は、社会保険事務所又は役場窓口にご相談ください。

### 保険料のマメ知識

国民年金第3号被保険者となった場合、被保険者本人の納付はありません。しかし、配偶者の給料から天引きされている厚生年金保険料などが増額になると思っておられませんか？

これはまったくの誤解で、配偶者を年金上の扶養としたからといって厚生年金保険などの年金保険料が増額することはありません。

また、社会保険などの健康保険料（国民健康保険を除く）も同じで、配偶者やその他の親族（子など）を健康保険上の被扶養者としたからといって、健康保険料が増額することはありません。

これら厚生年金保険などの年金保険料や社会保険などの健康保険料は、被扶養者数などによる応益負担は一切発生せず、もっぱら、被保険者本人の給料等の額によって算定されますので、適切な手続きのもと、社会保障制度を活用してゆきましょう。

詳しくは、役場町民課保健福祉グループ(☎5-1111 内線158)にお問い合わせください。

- お誕生おめでとう
- 勇川 小ころ 父 忍 字 幌延
  - 橋本 陽斗 父 俊巳 4条北1
  - 清水 健州 父 康太 字 幌延
  - 小野寺 咲果 父 啓 字 幌延
  - 立田 旬 父 謙 5条南1
- ご結婚おめでとう
- 宮本 和典 さん (宮園町)
  - 水上 尋美 さん (宮園町)
  - 門田 晋慈 さん (東町)
  - 稲木 美里 さん (東町)
- お悔やみ申し上げます
- 薄田 ヨサ さん 81歳 東町
  - 目黒 貴子 さん 46歳 字 開進
  - 堀川 寅夫 さん 67歳 栄町
  - 上山 そのと さん 78歳 東町
  - 大政 政夫 さん 73歳 5条南1
  - 星野 公民 さん 54歳 2条南1

**戸籍の窓**

4月

社会福祉に  
（香典返しの一部）

- 秋葉 賢 さん 尊 東町
- 目黒 誠次 さん 妻 字 開進
- 堀川 明美 さん 夫 栄 町
- 大中 八ルヨ さん 夫 5条南1
- 星野 みよ さん 妻 宮園町
- 上山 利勝 さん 妻 東 町
- 幌延町に
- 〔ふるさと創生基金として〕
- 小山 敏夫 さん 栄 町

ご寄付ありがとうございます  
4月